
第 I 部

総説

市章



昭和26年1月22日制定

宇治の「宇」の字を図案化したものです。

第Ⅰ部 総説

第1章 宇治市の概要

1 地勢等

宇治市は、昭和26年3月に久世郡宇治町、宇治郡東宇治町、久世郡槇島村、久世郡小倉村、久世郡大久保村の2町3村が合併して市制を施行しました。

市域は東部の醍醐山地、中央部の山麓丘陵地帯、西部の沖積低地の3地域に区分することができ、林野面積が市域の過半数を占めています。さらに市の中央部を宇治川が流れ、山麓丘陵地帯と沖積低地に広がる市街地を二分しています。

交通網としては、京滋バイパスや市の西部を南北に縦断する国道24号線、市の中心部を通るJR、京阪、近鉄などがあり、これらを中心として、バス路線や地方道が張り巡らされています。

2 位置及び人口

京都盆地の東南部に位置し、京都市や大津市などと隣接し、京都へ15分、大阪へは1時間弱という近距離にあります。人口は約18万人、京都府では京都市に次ぐ第2の都市です。

表 1-1-1 宇治市の位置及び人口

(令和6年3月31日現在)

位置		広ぼう		海拔		面積	人口	世帯数
東経	北緯	東西	南北	最高	最低	67.54km ²	180,210人	85,832世帯
135°48′	34°53′	10.0km	10.7km	590m	10m			

資料：人口・世帯数は住民基本台帳等より

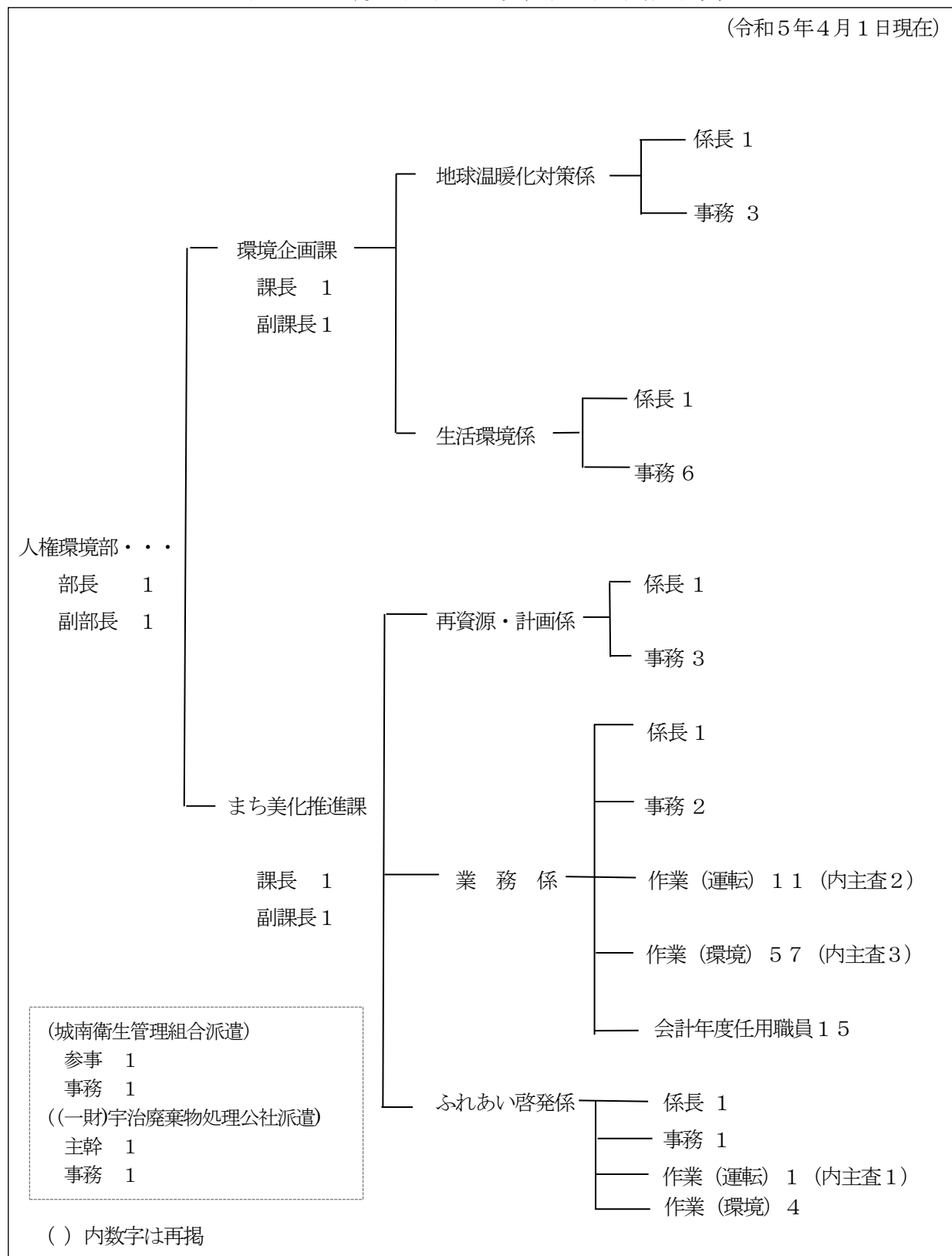
図 1-1-1 宇治市の位置図



第2章 環境企画課・まち美化推進課の機構・事務分掌

1 組織・人員

図 1-2-1 環境企画課・まち美化推進課の組織・人員



2 事務分掌

表 1-2-1 環境企画課・まち美化推進課の事務分掌

環境企画課	地球温暖化対策係	①環境保全審議会に関すること。 ②環境保全連絡調整会議に関すること。 ③宇治市環境保全基本条例（昭和 51 年宇治市条例第 29 号）に関する こと。 ④環境啓発に関すること。 ⑤地球温暖化対策に関すること。 ⑥環境マネジメントシステムに関すること。 ⑦その他地球環境問題に関すること。
	生活環境係	①宇治市ラブホテル建築等規制条例（昭和 59 年宇治市条例第 19 号） に関すること。 ②あき地の雑草等の除去に関すること。 ③そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。 ④墓地等に関すること。 ⑤墓地公園の運営に関すること。 ⑥斎場に関すること。 ⑦環境美化の推進に関すること。 ⑧動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基 づく周辺の生活環境の保全に係る措置の協力に関すること。 ⑨狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく犬の登録及び狂 犬病の予防注射の注射済票に関すること。 ⑩水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく専用水道及び簡易専用 水道に関する事務（宇治市水道事業管理者に対する事務委任規則に 基づき委任する専用水道及び簡易専用水道に関する事務を除く）に 関すること。 ⑪飲用井戸に関する事務（公共井戸取締条例（昭和 24 年京都府条例 第 14 号）に基づく公共井戸に関する事務を除く）及び専用水道か ら供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽に関すること。 ⑫公害対策に関すること。 ⑬地上デジタルテレビジョン放送の難視聴地域への対応に関するこ と。 ⑭浄化槽の設置等の届出に関すること。 ⑮浄化槽設置整備事業補助金に関すること。 ⑯その他環境保全及び環境衛生に関すること。 ⑰課の庶務に関すること。
まち美化推進課	再資源・計画係	①城南衛生管理組合との連絡調整及びし尿収集に係る受託窓口事務 に関すること。 ②一般廃棄物処理手数料の調定及び収納に関すること。 ③一般廃棄物に係る処理、調査及び統計に関すること。 ④一般廃棄物（し尿を除く）の減量化及び再資源化に関すること。 ⑤その他一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ⑥課の庶務に関すること。
	業務係	①一般廃棄物（し尿を除く）の収集、運搬及び処理に関すること。 ②城南衛生管理組合との連絡調整に関すること。
	ふれあい啓発係	①廃棄物（し尿を除く）の処理対策に係る企画、啓発及び広報に関す ること ②廃棄物（し尿を除く）の不法投棄の防止及び啓発に関すること。

第3章 環境保全事業の概要

1 環境行政の推移

表 1-3-1 宇治市の環境行政の推移

明治 30 年 4 月	伝染病予防法制定
大正 15 年	(旧) 火葬場設置
昭和 2 年 4 月	(旧) 火葬場運営開始
23 年 5 月	墓地、埋葬等に関する法律制定
25 年 8 月	狂犬病予防法制定
26 年 6 月	宇治市有共同墓地使用料条例制定 宇治市火葬場使用料条例制定
32 年	宇治市環境衛生連合会結成
39 年 3 月	宇治市有共同墓地使用料条例を宇治市有共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正 宇治市火葬場使用料条例を宇治市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正
42 年 8 月	公害対策基本法制定
43 年 4 月	水質保全法に基づく水域指定 (宇治川水域)
6 月	大気汚染防止法制定 騒音規制法制定
45 年 9 月	水質環境基準の水域類型指定 (宇治川)
12 月	水質汚濁防止法制定
46 年 3 月	京都府公害防止条例制定
6 月	悪臭防止法制定
7 月	環境庁設置
10 月	動物の飼養管理に関する条例制定 (京都府)
47 年 6 月	自然環境保全法制定
48 年 6 月	環境週間設定 (環境庁)
9 月	動物の保護及び管理に関する法律制定
10 月	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 公害健康被害の補償等に関する法律制定
50 年 7 月	宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例制定
51 年 6 月	振動規制法制定
7 月	宇治市環境保全基本条例制定
11 月	市民経済部公害交通対策課から生活環境部環境保全課に課名変更
52 年 7 月	宇治市火葬場の設置及び管理に関する条例を宇治市営火葬場の設置及び管理に関する条例に全部改正
53 年 6 月	瀬戸内海環境保全特別措置法制定
54 年 9 月	宇治市名木百選選定委員会設置
56 年 6 月	環境月間設定 (京都府) 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律制定

昭和 56 年 7 月	斎場問題懇談会設置
57 年 5 月	トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布を開始
9 月	京滋バイパス環境保全協定締結
58 年 3 月	京都地域公害防止計画策定（昭和 57 年度から昭和 61 年度までの 5 年間） 宇治市簡易水道事業の設置等に関する条例制定
59 年 3 月	宇治市ラブホテル建築等規制条例制定 宇治市営火葬場の管理及び運営に関する条例廃止 宇治市斎場条例制定
4 月	宇治金井戸に（新）斎場設置
10 月	宇治市簡易水道事業等給水条例制定
63 年 3 月	京都地域公害防止計画策定（昭和 62 年度から平成 3 年度までの 5 年間）
4 月	吹前・福角大気観測局設置
8 月	京滋バイパス供用開始に伴い市庁舎に大気観測中央局（テレメーター）室を設置
平成元年 3 月	宇治市墓地公園基本計画策定
4 月	環境保全課に緑化係を設置
5 月	京都府環境影響評価要綱策定
9 月	市内のゴルフ場 3 箇所と農薬使用に関する協定を締結
2 年 4 月	第 1 回宇治花と緑のキャンペーン開催（市役所周辺）
9 月	環境庁企画調整局に地球環境部を設置 宇治川流域河川環境改善振興大会開催（宇治市文化センター）
11 月	第 1 回宇治市緑化フェア・プレ植樹祭開催（宇治市文化センター）
3 年 3 月	宇治市墓地公園事業特別会計条例制定
4 年 3 月	宇治市墓地公園条例制定
7 月	財団法人宇治市霊園公社設立
9 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園供用開始
5 年 3 月	宇治市緑化推進計画・緑化基本計画策定 京都地域公害防止計画策定（平成 4 年度から平成 8 年度までの 5 年間）
11 月	環境基本法制定
7 年 1 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園管理棟完成
3 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園和風庭園完成 宇治市緑化推進計画・前期緑化実施計画策定
8 年 3 月	宇治市飲料水供給施設の設置等に関する条例制定
4 月	宇治市有共同墓地の設置及び管理に関する条例廃止
6 月	環境月間記念キャンペーン開催
10 月	宇治市植物公園開園
9 年 3 月	宇治川周辺地域植栽基本計画策定
9 月	市民ボランティア植物調査会開催
12 月	名木百選第 2 次選定委員会設置
10 年 2 月	京都地域公害防止計画策定（平成 9 年度から平成 13 年度までの 5 年間）
4 月	生活環境部環境保全課から市民環境部環境政策室環境企画課に課名変更
10 月	大気観測局吹前局休止 緑地係を公園緑地課へ移管

平成 10 年 10 月	地球温暖化対策の推進に関する法律制定 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律制定
11 年 3 月	宇治市飲料水供給施設事業分担金徴収条例制定
4 月	伝染病予防法廃止
10 月	宇治市環境美化推進条例制定
12 月	動物の保護及び管理に関する法律を動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正
12 年 3 月	宇治市環境保全計画策定
13 年 2 月	宇治市地球温暖化対策実行計画策定
6 月	庁内不法投棄等対策連絡会の設置
14 年 2 月	ISO14001 認証取得
15 年 2 月	京都地域公害防止計画策定(平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間)
8 月	京滋バイパス環境保全協定締結
17 年 12 月	京都府地球温暖化対策条例制定
18 年 2 月	宇治市地球温暖化対策実行計画(第 2 期計画)策定
19 年 8 月	宇治市斎場新葬祭棟設置
20 年 3 月	京都地域公害防止計画策定(平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間) 宇治市地球温暖化対策地域推進計画策定
11 月	第 1 回宇治環境フェスタ開催
21 年 2 月	宇治市地球温暖化対策実行計画(第 3 期計画)策定
3 月	宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議設立
24 年 3 月	京都地域公害防止計画策定(平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間)
25 年 3 月	宇治市第 2 次環境保全計画策定 宇治市第 2 次地球温暖化対策地域推進計画策定 宇治市地球温暖化対策実行計画(第 4 期計画)策定
4 月	ISO14001 自己適合宣言 財団法人宇治市霊園公社から一般財団法人宇治市霊園公社へ移行
26 年 4 月	組織機構変更により環境政策室を廃止
27 年 3 月	宇治市簡易水道事業の設置等に関する条例等廃止 宇治市簡易水道事業等給水条例廃止 宇治市飲料水供給施設の設置に関する条例廃止 宇治市飲料水供給施設事業分担金徴収条例廃止
30 年 3 月	宇治市地球温暖化対策実行計画(第 5 期計画)策定 ISO14001 による環境マネジメントシステムの運用終了
4 月	宇治市環境アクション(UA)を策定し、運用開始
31 年 4 月	組織機構変更により市民環境部から人権環境部へ部名変更
令和 2 年 3 月	一般財団法人宇治市霊園公社解散
4 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園・宇治市斎場の指定管理者に日本管財・五輪グループを指定(令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間)
3 年 7 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園合葬式墓地供用開始
4 年 3 月	市民と築くゼロカーボンのまち宣言
4 年 4 月	環境企画係から地球温暖化対策係に係名変更
6 年 3 月	宇治市第 3 次環境保全計画策定

2 委員会・審議会・その他

表 1-3-2 委員会・審議会等の推移

昭和 45 年 9 月	市議会に公害対策特別委員会を設置
46 年 2 月	宇治市公害対策審議会を設置
52 年 5 月	市議会に市民環境常任委員会を設置
9 月	宇治市環境保全審議会を設置
57 年 7 月	宇治市環境保全連絡調整会議を設置
昭和 60 年 8 月	宇治市ラブホテル建築等規制審議会を設置
平成 10 年 10 月	環境保全審議会に環境保全計画専門部会を設置（宇治市環境保全計画策定後解散）
平成 19 年 5 月	環境保全審議会に地球温暖化対策地域推進計画専門部会を設置（宇治市地球温暖化対策地域推進計画策定後解散）
24 年 7 月	環境保全審議会に専門部会を設置（宇治市第 2 次環境保全計画及び宇治市第 2 次地球温暖化対策地域推進計画策定後解散）
28 年 6 月	宇治市天ヶ瀬墓地公園のあり方検討委員会を設置（平成 29 年 3 月 31 日までの任期満了後解散）
令和 5 年 9 月	環境保全審議会に専門部会を設置（宇治市第 3 次環境保全計画策定後解散）

3 関係条例・規則等

表 1-3-3 関係条例・規則等の制定状況

宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例	昭和 50 年 7 月 15 日制定
宇治市あき地の雑草等の除去に関する条例施行規則	昭和 50 年 7 月 15 日制定
宇治市環境保全基本条例	昭和 51 年 7 月 15 日制定
宇治市環境保全審議会規則	昭和 52 年 9 月 5 日制定
宇治市環境保全連絡調整会議設置規則	昭和 57 年 7 月 30 日制定
宇治市ラブホテル建築等規制条例	昭和 59 年 3 月 31 日制定
宇治市ラブホテル建築等規制条例施行規則	昭和 59 年 3 月 31 日制定
宇治市斎場条例	昭和 59 年 3 月 31 日制定
宇治市斎場条例施行規則	昭和 59 年 4 月 20 日制定
宇治市墓地公園事業特別会計条例	平成 3 年 3 月 27 日制定
宇治市墓地公園条例	平成 4 年 3 月 31 日制定
宇治市テレビジョン放送共同受信施設設置費補助金交付要綱	平成 4 年 6 月 20 日制定

宇治市墓地公園条例施行規則	平成 4 年 6 月 26 日制定
宇治市墓地公園墓所使用料資金融資あつ旋要綱	平成 5 年 11 月 26 日制定
宇治市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	平成 9 年 4 月 1 日制定
宇治市環境美化推進条例	平成 11 年 10 月 8 日制定
宇治市環境美化推進条例施行規則	平成 12 年 3 月 31 日制定
墓地等の経営の許可等に関する規則	平成 24 年 3 月 23 日制定

4 環境保全に関する主な取組み

表 1-3-4 環境保全に関する主な取組み一覧（令和 5 年度）

月別	事業内容
通年	環境監視・発生源監視 自動車排出ガス監視測定局運営 犬の登録 あき地の雑草苦情対策 工場・事業場立入指導・調査 騒音・振動測定 宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議との協働事業 家庭用雨水タンク設置事業費補助金申請受付 家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金申請受付 浄化槽設置整備事業補助金申請受付 ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金申請受付 環境管理制度認証登録支援事業費補助金受付 エコ・アクション推進事業の実施 省エネルギー対策の取組 脱炭素推進プロジェクトチームの設置
4 月	宇治市環境アクション（UA） 基本研修（管理職対象） 宇治市環境アクション（UA） 基本研修（所属職員対象） 宇治市環境アクション（UA） 基本研修（新規採用職員対象） トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（1・2回目） 電撃殺虫器の稼動（4/11～10/25） NO ₂ 測定（簡易測定法）
5 月	市内中小河川水質測定 京滋バイパス騒音・振動測定 光化学反応・大気汚染緊急時体制（5/1～9/30） 環境美化活動 ※雨天のため中止
6 月	工場・事業場排水測定 自然環境保全水系水質測定・水生生物調査

6 月	環境月間啓発活動 環境展 市内支川・水路水質測定 酸性雨測定 トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（3回目）
7 月	市内中小河川水質測定 NO ₂ 測定（簡易測定法） 工場・事業場排水測定
8 月	トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（4回目） 親子で学ぶゼロ・カーボンツアー（全3回）
9 月	工場・事業場排水測定
10 月	市内中小河川水質測定 工場・事業場排水測定 NO ₂ 測定（簡易測定法） 酸性雨測定 京滋バイパス騒音・振動測定 犬の適正飼養推進連絡協議会総会（書面開催） トビケラ・毛虫駆除の薬剤散布（5回目） 環境美化活動 専用水道立入調査
11 月	宇治環境フェスタ 工場・事業場排水測定 鉄道騒音・振動測定 犬の適正飼養推進月間啓発広報 専用水道立入調査
12 月	道路騒音・振動測定調査（3月まで） 木幡池総合調査 市内支川・水路水質測定 工場・事業場排水測定 ゴルフ場農薬測定
1 月	市内中小河川水質測定 河川底質金属測定 NO ₂ 測定（簡易測定法） ダイオキシン類調査（土壌・水質・底質・排水） 工場・事業場排水測定調査 酸性雨測定
2 月	第1回環境管理推進本部会議開催 環境管理推進本部長（市長）による見直し 公害防止協定事業場の燃料抜き取り調査（重油中の硫黄分分析）
3 月	「宇治市の環境」発行 宇治市第3次環境保全計画策定

第4章 宇治市第3次環境保全計画

1 背景・目的

宇治市の環境に関する基本的な方向性を示し、環境施策を計画的・統合的に推進するため、2000（平成12）年に「宇治市環境保全計画」を策定しました。また、2008（平成20）年には、「宇治市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地球温暖化防止に関する様々な取組を展開してきました。その後、2013（平成25）年に「宇治市第2次環境保全計画」及び「宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画」の策定を行い、幅広く環境施策を推進してきました。

近年、私たちを取り巻く環境はさらに大きく変化しており、脱炭素社会の実現に向け、社会を変えていく必要が生じていることから、新たに「宇治市第3次環境保全計画」を策定し、これまで環境保全計画の下位計画として位置付けていた地球温暖化対策地域推進計画を統合するほか、新計画である「地域気候変動適応計画」の内容も盛り込んだ計画としました。

2 計画期間・目標年次

2022（令和4）年度から運用されている本計画の最上位計画である宇治市第6次総合計画の目指す都市像を踏まえながら、総合計画との計画期間の整合を図るため、計画期間を2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までとしました。

ただし、地球温暖化対策に係るものについては、国との整合を図り、基準年度を2013（平成25）年度、目標年度を2030（令和12）年度とし、長期目標を2050（令和32）年に設定しました。

3 望ましい環境像

豊かな自然環境と歴史文化を守り、新たな未来を拓くまち

宇治市は古代から交通の要衝として発展し、平安時代には華やかな王朝文化が栄え、室町時代には宇治茶に関連した特色ある景観が形成されました。また、緑豊かな自然環境が育まれるとともに、数多くの歴史遺産が今日に継承されています。

一方、世界で気候変動は深刻化を増しており、現在の社会構造やライフスタイルを大きく変革しない限り、これまで通りの暮らしを続けることができないことが予測されています。

本計画の望ましい環境像の理念は、古くから守り続けてきた宇治市の豊かで美しい自然、恵まれた歴史文化や景観を活かしながら、将来にわたって持続可能な新しい社会を構築するため、それぞれの課題に取り組み、環境・社会・経済が調和した未来を目指すことを表現しています。

4 施策の基本方針

望ましい環境像を実現するため、SDGsの考え方を活用し、本計画を推進します。

SDGsは17のゴールと169のターゲットにより構成されており、SDGsのウエディングケーキモデルでは、「環境」の上に「社会」が、その上に「経済」が位置しており、「環境」は全てのゴールを包括する最も重要な階層に位置付けられています。持続可能な社会を実現するには、分野横断的な視点から「環境」、「社会」、「経済」の統合的向上を図る必要があります。

本計画においても、一つの課題を解決することにより、他の複数の課題を統合的に解決するマルチベネフィットを目指し、持続可能でレジリエント（強靱）な社会をつくります。

また、地域循環共生圏の理念に基づき、地域の活力を最大限に発揮し、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創造や気候変動適応ビジネスなど、将来にわたり質の高い生活をもたらす「新たな成長」を目指します。

5 進捗体制

計画を効果的に推進していくためには、市民・事業者・市などの各主体が自らの役割を理解し、互いに協力して取り組む必要があります。広範囲な対応が求められる環境問題については、国・府・他の自治体と連携し、解決を図ります。

6 進捗管理

計画に掲げた施策や取組みは宇治市環境アクション（UA）を運用し、PDCAサイクルにより進捗管理及び評価を行い公表します。また、計画を着実に推進するため、外部委員で組織された宇治市環境保全審議会において、進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じて市に提言します。さらに、ecoット宇治においても、計画の点検・見直しを行うとともに活動へのフィードバックを図り、必要に応じて市に提言します。

基本目標と施策の方針

【基本目標1】持続可能な脱炭素社会の推進（気候変動）

- 1 脱炭素のまちをつくる
- 2 再生可能エネルギーの利用を促進する
- 3 エネルギーの利用を効率化する
- 4 ライフスタイルを転換する
- 5 気候変動に備える（適応策）

【基本目標2】廃棄物ゼロ（ゼロエミッション）を目指す循環型社会の推進（資源循環）

- 1 ごみを削減する
- 2 3R+Renewable を推進する
- 3 廃棄物を適正に処理する

【基本目標3】安全で安心な暮らしを守る生活環境の保全（生活環境）

- 1 安らぎのある健全な生活環境を守る
- 2 美しいまちをつくる

【基本目標4】自然、文化、人が共生する豊かな都市環境の保全（環境共生）

- 1 豊かな自然環境を守る
- 2 自然と文化が調和した都市環境をつくる
- 3 森林資源の有効活用を図る

【施策推進に際しての横断的視点】

- 1 多様な主体との連携、環境教育の充実を図る
- 2 時代の潮流を捉えた施策を推進する

第5章 環境マネジメントシステム

宇治市環境アクション(UA)

1 環境マネジメントシステムとは

環境マネジメントシステムとは、組織が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための組織内の体制や手続き等の仕組みのことです。

2 宇治市の取り組み

宇治市では、事務事業の効率化及び省エネ・省資源化などによる環境負荷の低減、環境行政に関する情報公開、職員の意識改革などを目的として、平成14年2月にISO14001の認証を取得した環境マネジメントシステムの運用を開始しました。

平成25年度からは、宇治市の環境マネジメントシステムがISO14001の規格に適合していることを、外部機関の認証ではなく自ら宣言する「自己適合宣言」へと移行しました。

平成30年度からは、これまで蓄積した環境マネジメントシステムの成果を集約し、宇治市の独自企画である宇治市環境アクション(UA)に移行しています。

3 令和5年度の取り組み

環境宣言(『宇治市の環境』冒頭に掲載)に沿った様々な取り組みを抽出し、PDCAサイクルを用いて進行管理と継続的改善を行っています。すべての所属において、「環境改善アクション」として目標を定め、事業の効率化に取り組んでいます。

これらは、環境マネジメントシステムを適切に運用するため、職員への環境研修、環境管理事務局による全体状況把握と公表、マネジメントレビュー(市長による見直し)、監査等を実施し、環境マネジメントシステムがPDCAサイクルを意識した継続的な取り組みとして適切に運用され、維持されていることを確認しています。

第6章 環境の啓発

1 概要

高度経済成長期に見られた公害問題は、発生源を特定し改善させることで解決の方向へと導くことができたものでした。しかし、今日増加しつつある都市型公害は、生活騒音や生活排水による水質汚濁など、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルによる生活型の環境問題が主となっています。

今後の市民生活を環境負荷の少ないものに変えていくためには、市民が現状を認識し、日常から環境にやさしい行動をとっていくことが必要です。宇治市においてはこれらの状況を踏まえ、以下のとおり、環境問題の啓発活動を行っています。

2 地球環境保全活動推進事業

国連で2015年に採択された「世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）」では、17のゴールと169の目標が定められており、地球環境保全に関する目標達成のため、市民社会とのパートナーシップの重要性が謳われています。宇治市ではステークホルダーとともに、市民に様々な側面から環境問題に関心を持ってもらうよう働きかけています。

3 環境啓発活動

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、6月5日が「世界環境デー」と定められました。これを受けて、日本でも6月5日を「環境の日」、また6月を「環境月間」として定め、各種の環境行事が全国的に行われています。

宇治市では、「環境月間」を中心に環境啓発活動を行っています。

表 1-6-1 宇治市の環境啓発活動一覧（令和5年度）

	実施日	場 所	概 要
宇治環境フェスタ	11/26	生涯学習センター	身近で楽しみながら実践できる環境に良い取組みの普及・啓発としてがちかんゲーム体験会、クイズでエコなどを実施
環境展	6/2、5、6	市役所1階ロビー (市民ギャラリー)	地球温暖化の仕組みや省エネルギーなどに関する啓発パネル展示や、家庭の省エネ相談所、旬当てゲームなどを実施
環境美化活動	10/31	宇治川周辺地域・ JR 宇治駅周辺	環境美化推進重点地域等において美化活動（ゴミ拾い等）を実施